

吳市景觀計畫

呉市景観計画 目 次

◆ はじめに	1
1 目的	1
2 用語の解説	1
1 景観計画の区域	3
1-1 呉市景観計画区域	3
1-2 呉市景観づくり区域	4
2 良好な景観形成に関する基本方針	6
2-1 理念・目標	6
2-2 景観の特性	8
2-3 呉市景観計画区域の景観形成の方針	9
2-4 呉市景観づくり区域の景観形成の方針	18
3 良好な景観形成のための行為の規制に関する事項	25
3-1 呉市景観計画区域における行為の規制に関する事項	25
3-2 呉市景観づくり区域における行為の規制に関する事項	29
4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	36
4-1 景観重要建造物の指定の方針	36
4-2 景観重要樹木の指定の方針	36
5 屋外広告物の表示等に関する基本方針	37
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	38
6-1 景観重要公共施設	38
6-2 景観重要公共施設の整備に関する事項	39
6-3 景観重要公共施設の道路占用の許可基準	47
6-4 景観重要公共施設の都市公園占用の許可基準	49
◆ その他の資料	51
1 呉市景観づくり基本計画検討委員会設置要綱	51
2 呉市景観づくり基本計画検討委員会名簿	52

◆ はじめに

1 目的

我が国では、近年、社会の成熟化に伴って良好な景観の形成に対する機運が高まりつつある。地域の良好な景観の形成は、住民の郷土愛の醸成や地域の魅力の増進や観光の振興など、さまざまな効果が期待される。

呉市においても、優れた景観の維持・保全・創出をすることにより、豊かな自然や歴史、文化が薫るまちづくりが推進され、潤いのある市民生活の創造や個性的な地域社会の実現が期待される。

呉市景観計画（以下「本計画」という。）は、景観法（平成16年法律第110号）第1条の規定に基づき、美しく風格のある呉市の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、市民生活の向上並びに市民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定めるものである。

2 用語の解説

景観法及び本計画において用いる用語について、次のとおり解説する。

景観計画区域

景観計画の対象となる区域。良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行う上で、必要かつ十分な区域を設定する必要がある。

景観づくり区域

景観計画区域の中でも特に“呉らしさ”を有し、本市の景観形成において重要な役割を果たすと考えられる区域又は重点的に景観の保全・形成に取り組むことが必要な区域

景観地区

都市計画区域又は準都市計画区域内において、積極的に良好な景観の形成を図るため、建築物の形態、意匠、高さ、壁面の位置等について、具体的な基準を定めて規制を行う区域

景観重要建造物

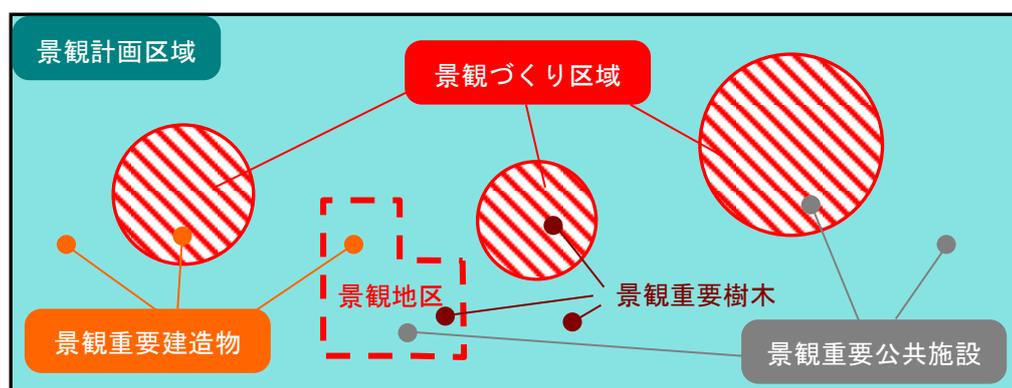
本計画に定める指定の方針に即して呉市長が指定する良好な景観の形成に重要な建造物。呉市長の許可なく現状の変更をすることはできない。

景観重要樹木

本計画に定める指定の方針に即して呉市長が指定する良好な景観の形成に重要な樹木。呉市長の許可なく当該樹木の伐採・移植をすることはできない。

景観重要公共施設

道路，河川，都市公園，海岸，港湾，自然公園等の公共施設のうち，良好な景観の形成に重要なものとして景観計画においてその整備基準等を定めることができる公共施設



▲呉市景観計画の概念図

景観整備機構

景観法に規定する様々な業務を行う組織。景観法第92条第1項の規定に基づき，呉市長が指定する。

- 【主な業務】
- ・良好な景観形成に関する事業を行うものに対する支援
 - ・良好な景観形成に関する調査・研究
 - ・管理協定に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の管理

【指定される団体】 特定非営利活動法人等の公益法人であって，上記の業務を適性かつ確実にを行うと認められるもの。

景観協議会

景観行政団体，景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織された協議会で，景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行う。

なお，協議会には，必要に応じて，関係行政機関，観光関係団体，商工関係団体，農林漁業団体，公益事業者，住民等を加えることができる。

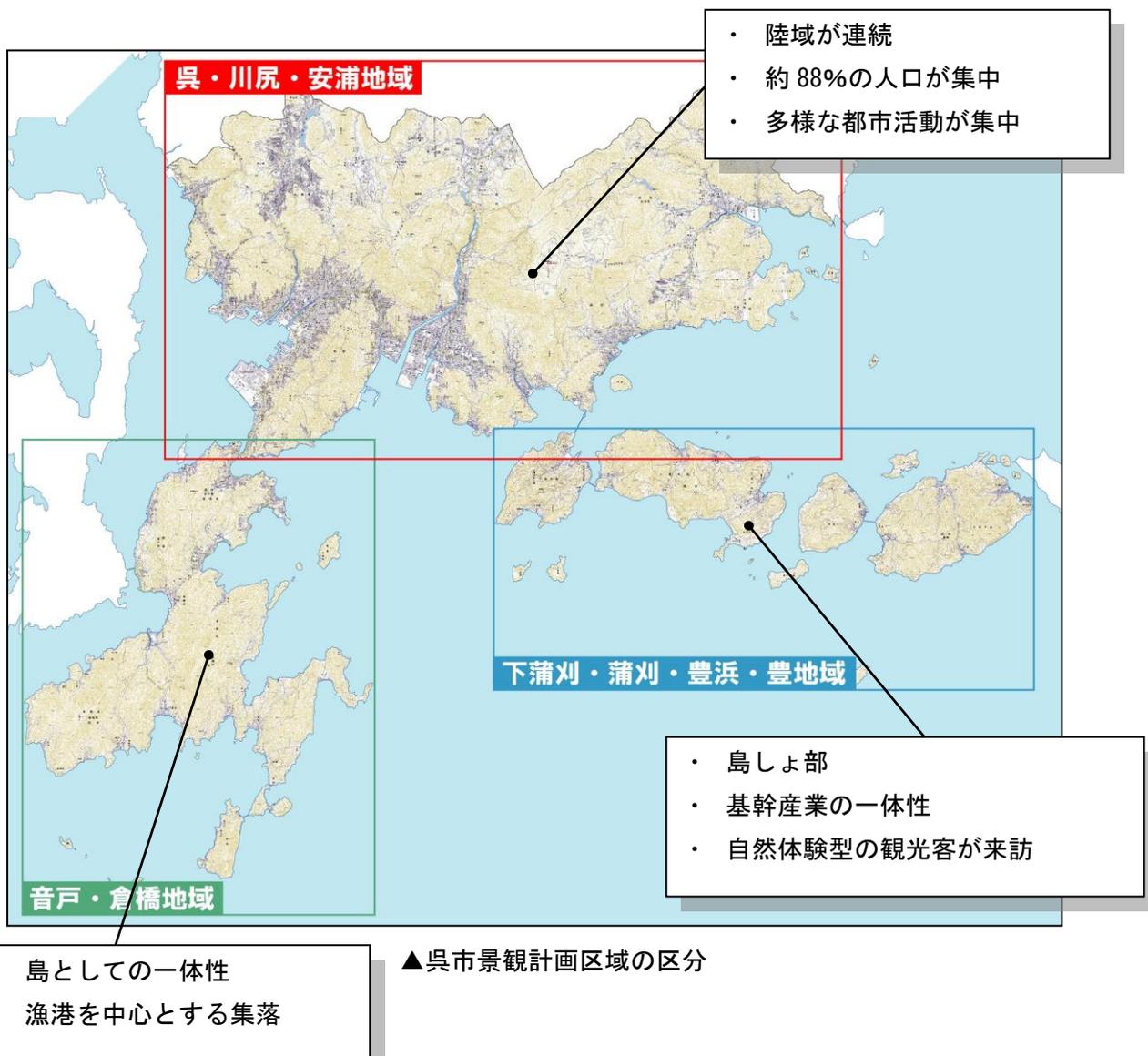
1 景観計画の区域

1-1 呉市景観計画区域

呉市全域を景観計画区域とする

呉市は、山並み、瀬戸内海の島々などの自然景観、歴史・文化景観、住宅地・商業地・業務地などの市街地景観等が市域全域に広がっている。これらの多彩な景観資源の連携を図り、市域全域での景観形成を進めるため、市全域を景観計画区域として定める。

また、呉市の景観は、山並みや田園等が織りなす自然的な景観、商業・業務地や住宅地等の市街地で構成される都市的な景観、さらには島しょ部の景観に大別される。このような各地域の特性に配慮し、景観計画区域を「呉・川尻・安浦地域」、「音戸・倉橋地域」、「下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域」の三つの地域に区分し、各地域について景観形成の方針を設定する。

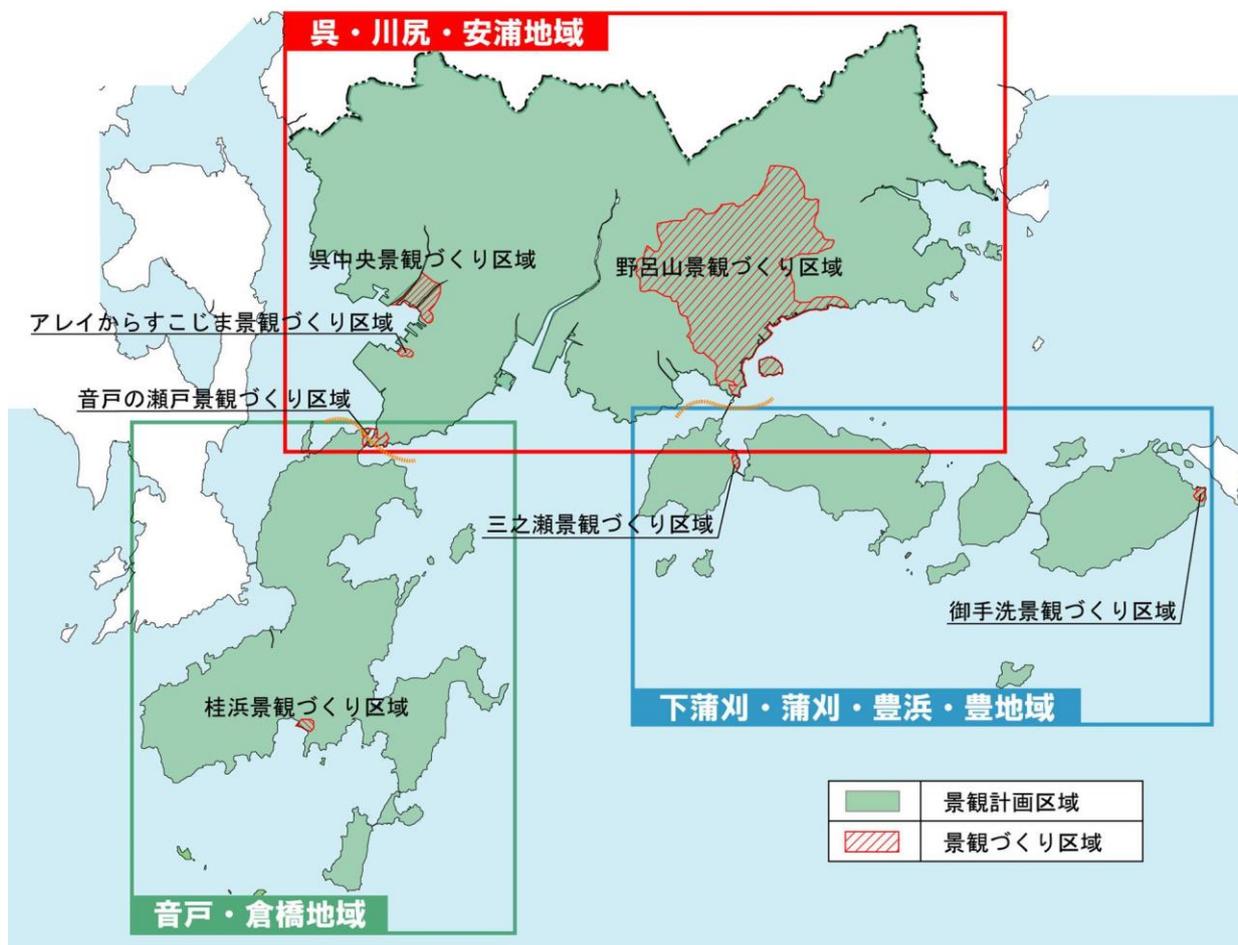


1-2 呉市景観づくり区域

本市の景観形成において重要な役割を果たす呉市景観づくり区域は、以下の選定の基準に基づき、指定する。

選定の基準

- 多くの市民に親しまれている区域
- 市の代表的な観光施設を含む区域
- 法的な規制がない、又は法的な規制が弱い区域を含む景観形成上重要な区域
- 今までに景観整備等の取組を行ってきた区域



▲呉市景観づくり区域の位置

▼呉市景観づくり区域の景観の特性と選定理由

名 称	景観の特性	選定理由
呉中央景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・商業，工業などの都市活動が集中する中心市街地 ・れんが調を基調として整備されたまちなみ ・旧海軍に関連する歴史と建造物 ・市街地の背景である灰ヶ峰 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入船山公園等の観光施設を含む。 ● 都市景観形成モデル事業として景観整備を行ってきた実績がある。
アレイからすこじま 景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・旧海軍に関連する歴史，建造物，まちなみ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呉港の眺望が多くの市民に親しまれている。 ● 呉港を望む観光地となっている。
野呂山景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で最も標高の高い山である地域のランドマーク ・瀬戸内海の多島美を望む眺望地点 ・宿泊施設，キャンプ場等の観光・アウトドアスポット 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然や眺望が多くの市民に親しまれている。 ● 国立公園として観光地となっている。
音戸の瀬戸 景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・清盛伝説が残る歴史的景勝地 ・多くの船舶が行き交う航路，海の玄関口 ・桜，つつじと音戸大橋とが調和した眺望 	<ul style="list-style-type: none"> ● 瀬戸の眺望が観光スポットとなっている。 ● 用途地域の指定がないなど，法的な規制が弱い。
桂浜景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・万葉集にもうたわれた白砂青松 ・歴史的建造物 ・海水浴場や温泉施設がある観光地 	<ul style="list-style-type: none"> ● 桂浜，温泉施設等の観光施設を含む。
三之瀬景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮通信使などが立ち寄った歴史的な港 ・歴史をテーマとした文化施設が建ち並ぶ観光地 ・石畳の通り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 松濤園等の観光施設が集積した区域である。 ● 都市計画区域外であり，法的な規制がない。 ● 歴史をテーマに景観整備を行ってきた実績がある。
御手洗景観づくり区域	<ul style="list-style-type: none"> ・風待ちの港として栄えた港 ・重要伝統的建造物群保存地区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要伝統的建造物群保存地区として観光地となっている。 ● 伝統的なまちなみの保全・整備を行っている。

2 良好な景観形成に関する基本方針

2-1 理念・目標

景観は、山や海、建造物等の物理的な要素だけではなく、これらの要素に生態系や人々の営みなどが加わることで形成される。そのため、良好な景観を形成するに当たっては、恵まれた自然を貴重な財産として将来に引き継ぐこと、人々の生活を豊かにするまちづくりを進めること、長い間にはぐくまれた歴史や文化を継承・活用していくことなどが重要である。

これらのことを踏まえ、良好な景観形成を総合的に進めていくための理念及び目標を定める。

2-1-1 理念

山と海の交わりの中で、自然、生活、歴史、文化が溶け込む景観づくり



▲呉港から見える灰ヶ峰



▲野呂山からの眺望



▲御手洗地区



▲松濤園

2-1-2 目標

基本目標1：「守る」地域の骨格を成す豊かな環境の保全

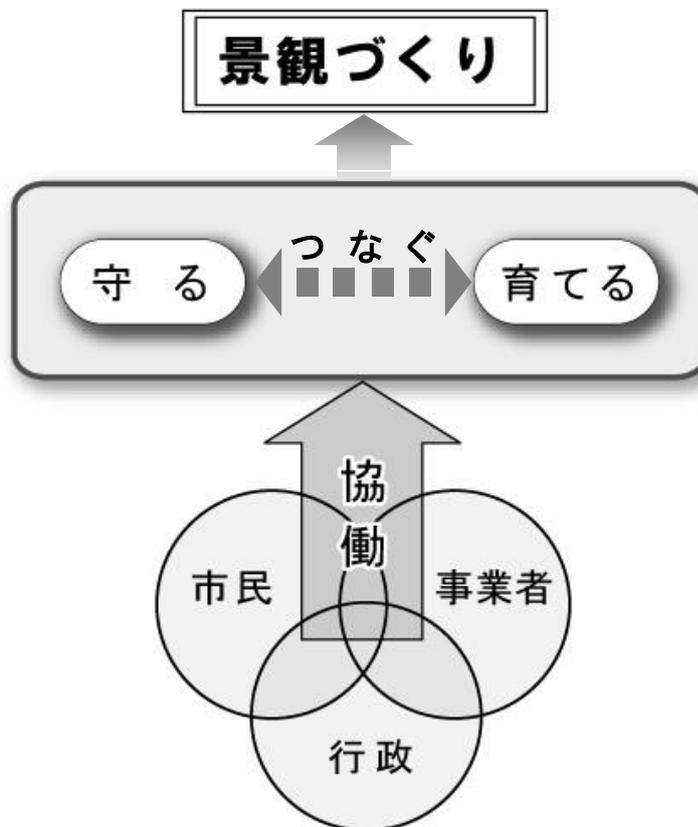
- 自然の山々や河川などの自然環境の保全
- 田園景観の維持・保全

基本目標2：「育てる」良好な景観の創出と育成

- 呉らしい景観や生活を豊かにする景観の創出
- 現在ある良好な景観をより良好な景観として育成

基本目標3：「つなぐ」眺望景観や景観の連続性の確保

- 「見る」・「見られる」というつながりを意識した眺望景観の形成
- 地域の個性的な景観の調和を図り、連続的な景観を形成



2-2 景観の特性

次の景観の分類に基づき、景観の特性を整理する。



▲景観分類の例

2-3 呉市景観計画区域の景観形成の方針

景観形成の理念及び目標を踏まえ、景観形成の方針を設定する。

2-3-1 呉・川尻・安浦地域

■景観形成の目標

山と海に抱かれた市街地の景観づくり

- 多様な都市活動が集中している市街地においては、周辺景観との調和を図りながら活動形態にふさわしい景観を育てる。
- 特徴あるまちなみ景観や文化的施設の景観については、観光・交流の拠点として、その保全を進めるとともに、より一層良好な景観を育てる。
- 丘陵部の田園景観や集落景観は、継承すべきふるさとの原風景として守る。
- 市街地・集落の背景となる山々については、その優れた自然景観を保全するとともに、眺望地としての利活用を進める。



【景観形成の方針のポイント】

景観分類		基本目標		
		守る	育てる	つなぐ
自然の景観	陸域の自然景観	自然緑地景観 河川景観		
	海域の自然景観	海浜景観		
営みの景観	生活の景観	田園集落景観	市街地景観 道路景観 水辺景観 公共施設景観	
	歴史文化の景観	文化的景観	文化的景観	
広がりの景観	眺望景観			眺望景観
	連続景観			連続景観

(1) 自然の景観

ア 自然緑地景観 **守る**

〔地域景観の背景となる自然景観の保全〕

- 地域景観の背景となる山林を保全するとともに、良好な森林の育成を進める。

イ 河川景観 **守る**

〔自然豊かな河川景観の保全〕

- 周辺の景観との調和に配慮した河川景観の保全に努める。

ウ 海浜景観 **守る**

〔自然海岸・小島の保全〕

- 自然海岸、緑豊かな小島等は、地形改変を極力抑え、その保全に努める。

(2) 営みの景観

ア 田園集落景観 **守る**

〔田園集落景観の継承〕

- 棚田と点在する集落とが調和した田園集落景観の継承に努める。
- 豊かな生態系の保護や、農地、水路等の維持・保全に努める。

イ 市街地景観 **育てる**

〔地域の土地利用に応じた景観形成〕

- 主要な市街地においては、風格とにぎわいのあるまちなみ景観の創出を進める。
- 沿岸部においては、海上・対岸からの眺めを意識し、背景の地形等と調和した景観の形成を進める。
- 住宅地においては、緑豊かな落ち着きと潤いある景観の保全と形成を進める。

ウ 道路景観 **育てる**

〔市街地景観と調和した景観形成〕

- 周辺の景観と調和した道路景観の形成を進める。

エ 水辺景観 **育てる**

〔潤いのあるまちなみの景観形成〕

- 水辺の保全・整備により、親水性を活かした潤いのあるまちなみ景観の形成を進める。

オ 公共施設景観 **育てる**

〔モデルとなる景観整備〕

- 公共施設は、景観形成のモデルとなるような整備を進める。
- 大規模な公共建築物については、周辺の景観の向上に寄与することを指針として整備を進める。

カ 文化的景観 **守る** **育てる**

〔地域文化の継承・創造〕

- 地域の文化・歴史の保全とそれらを活かしたまちなみ景観の育成を進める。
- 自然を活かした文化的施設については、自然環境の保全と周辺との調和に配慮した景観の育成を進める。

(3) 広がり景観

ア 眺望景観 **つなぐ**

〔山頂の眺望点の確保〕

- 地域の名所となっている展望地からの眺望景観の保全を進める。
- 眺望景観を利活用するため、遊歩道や展望施設などの整備を進める。

イ 連続景観 **つなぐ**

〔連続性の創出〕

- 沿道のまちなみの連続性や風景の一連性に配慮し、個性的な沿道景観の形成を進める。
- 沿岸部においては、海上・対岸からの景観のつながりを意識した景観づくりを進める。

2-3-2 音戸・倉橋地域

■景観形成の目標

自然に調和する島の景観づくり

- 変化に富んだ海岸線、かきいかだの風景等の海の景観は、ふるさとの原風景として守る。
- 交流資源となっている道路景観は、良好な景観を育てる。
- 段々畑や棚田等の田園景観は、地域を特徴付ける景観として守る。



【景観形成の方針のポイント】

景観分類		基本目標		
		守る	育てる	つなぐ
自然の景観	陸域の自然景観	自然緑地景観		
	海域の自然景観	海浜景観		
営みの景観	生活の景観	田園集落景観	道路景観 公共施設景観	
	歴史文化の景観	文化的景観	文化的景観	
広がり景観	眺望景観			眺望景観
	連続景観			連続景観

(1) 自然の景観

ア 自然緑地景観 **守る**

〔地域景観の背景となる自然景観の保全〕

- 地域景観の背景となる山林の保全に努める。

イ 海浜景観 **守る**

〔海岸地形・海の風景の保全〕

- 変化に富んだ海岸線，緑豊かな半島，小島等は，その保全に努める。
- 穏やかな海に浮かぶかきいかだは，良好な眺望対象として保全する。
- 沿岸部の大規模な採石場や産業廃棄物処理場等は，緑化等により景観の修復を図る。

(2) 営みの景観

ア 田園集落景観 **守る**

〔地形を活かした田園景観の継承〕

- 段々畑や棚田等の地域の特徴的な田園景観の維持に努める。
- 沿岸部及び農地周辺の集落においては，伝統的な建築形態，色調等を継承し，まちなみの保全に努める。

イ 道路景観 **育てる**

〔自然景観と調和した景観形成〕

- 海岸線に沿った特徴的な道路景観を継承するとともに，海上・対岸からの眺望や周辺に調和した景観整備を進める。

ウ 公共施設景観 **育てる**

〔モデルとなる景観整備〕

- 公共施設の整備に当たっては，周辺の自然景観との調和を図るとともに，景観形成のモデルとなるような景観整備を進める。

エ 文化的景観 **守る** **育てる**

〔文化的資源を活かした景観形成〕

- 文化的資源を保全するとともに、文化施設などを核としたまちなみ景観の育成を進める。

(3) 広がり景観

ア 眺望景観 **つなぐ**

〔背景となる海の景観の保全〕

- 島の景観の背景となる海の眺望に配慮する。

イ 連続景観 **つなぐ**

〔印象的・連続的な景観の創出〕

- 架橋の橋詰めは、玄関口にふさわしい印象的な修景を進める。
- 沿岸部においては、海上・対岸からの景観のつながりを意識した景観づくりを進める。

2-3-3 下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域

■景観形成の目標

多島美の景観づくり

- 瀬戸内海の多島美を形成する島々の自然景観を守る。
- 果樹園の景観は、地域固有の地域景観として守る。
- 文化財や地域の歴史を活かした地区においては、歴史的建築物を保全するとともに、歴史的・文化的なまちなみ景観を守る。
- 自然を活かした文化的施設については、周辺と調和した良好な景観を育てる。



【景観形成の方針のポイント】

景観分類		基本目標		
		守る	育てる	つなぐ
自然の景観	陸域の自然景観			
	海域の自然景観	海浜景観		
営みの景観	生活の景観	田園集落景観	公共施設景観	
	歴史文化の景観	歴史的景観	文化的景観	
広がり景観	眺望景観			道路景観 眺望景観
	連続景観			連続景観

(1) 自然の景観

ア 海浜景観 **守る**

〔多島美の保全・継承〕

- 個性的な形状の小島，特徴的な地形を持つ岬・自然海岸の保全に努める。
- 沿岸部の大規模な採石場や産業廃棄物処理場等は，緑化等により景観の修復を図る。

(2) 営みの景観

ア 田園集落景観 **守る**

〔果樹園の景観の継承〕

- 地域の特徴である果樹園の景観を継承する。
- 田園集落は，伝統的な建築形態や屋根の色彩等を維持し，まちなみ景観の保全に努める。

イ 公共施設景観 **育てる**

〔生活と結びついた風景の継承〕

- 農船の港，がんぎ等の特徴的な景観の継承を進める。
- 公共施設の整備に当たっては，周辺との調和を図るとともに，景観形成のモデルとなるような景観整備を進める。

ウ 歴史的景観 **守る**

〔歴史的景観の継承〕

- 歴史的文化財としての価値が高いまちなみは，個々の建築物の保全・継承を進めるとともに，周辺地域全体で歴史的景観の保全を図る。

エ 文化的景観 **育てる**

〔文化的景観を活かしたまちづくり〕

- 文化的施設群を中心として，特徴あるまちなみ景観の育成を進める。

(3) 広がりの景観

ア 道路景観 **つなぐ**

〔眺望景観に配慮した景観形成〕

- 道路景観は、海上・対岸からの眺め、自然景観・集落景観等に配慮した整備を進める。

イ 眺望景観 **つなぐ**

〔島全体での景観形成〕

- 海上・対岸からの眺めに配慮した景観を保全し、地域全体で景観形成を進める。

ウ 連続景観 **つなぐ**

〔連続する景観の創出〕

- 架橋の橋詰めは、玄関口にふさわしい印象的な修景を進める。
- 島々をつなぐ橋・道路は、景観の連続性に配慮した整備を進める。

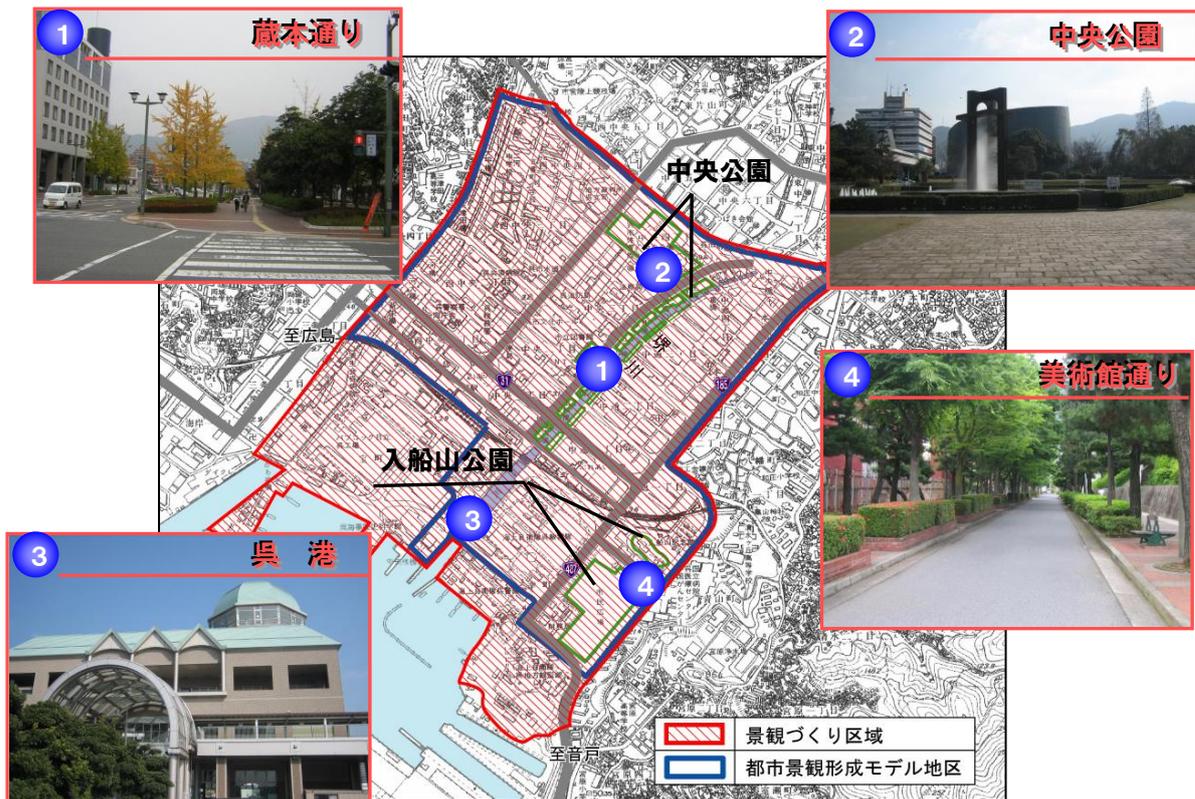
2-4 呉市景観づくり区域の景観形成の方針

呉市景観づくり区域の景観形成の方針を設定する。

2-4-1 呉中央景観づくり区域

■景観形成の目標

歴史の継承と美しいまちなみの形成



【景観形成の方針のポイント】

景観分類 \ 基本目標		守る	育てる	つなぐ
		営みの景観	生活の景観	市街地景観
	歴史文化の景観	文化的景観	文化的景観	

(1) 営みの景観

ア 市街地景観

育てる

〔地域の土地利用に応じた景観形成〕

- ・ 商業地，工業地，住宅地等，地域における土地利用に応じた景観形成を図り，個性的なまちなみを形成する。

イ 文化的景観

守る

育てる

〔地域文化を象徴する施設群の保全〕

- ・ 地域の歴史・文化を象徴する施設群の保全を図る。

2-4-2 アレイからすこじま景観づくり区域

■景観形成の目標

歴史的景観の継承



【景観形成の方針のポイント】

基本目標		守る	育てる	つなぐ
		景観分類	文化的景観	文化的景観
営みの景観	歴史文化の景観	文化的景観	文化的景観	

(1) 営みの景観

ア 文化的景観 守る 育てる

〔地域文化の継承・創造〕

- 旧海軍のれんが倉庫，呉港の眺め等の個性的な地域文化の継承・創造を図る。

2-4-3 野呂山景観づくり区域

■景観形成の目標

山と多島美の眺望の保全



【景観形成の方針のポイント】

景観分類		基本目標		
		守る	育てる	つなぐ
自然の景観	陸域の自然景観	自然緑地景観		
広がりの景観	眺望景観			眺望景観

(1) 自然の景観

ア 自然緑地景観 **守る**

〔自然林の保全〕

- 豊かな山林等で構成される自然景観の保全を図る。

(2) 広がりの景観

ア 眺望景観 **つなぐ**

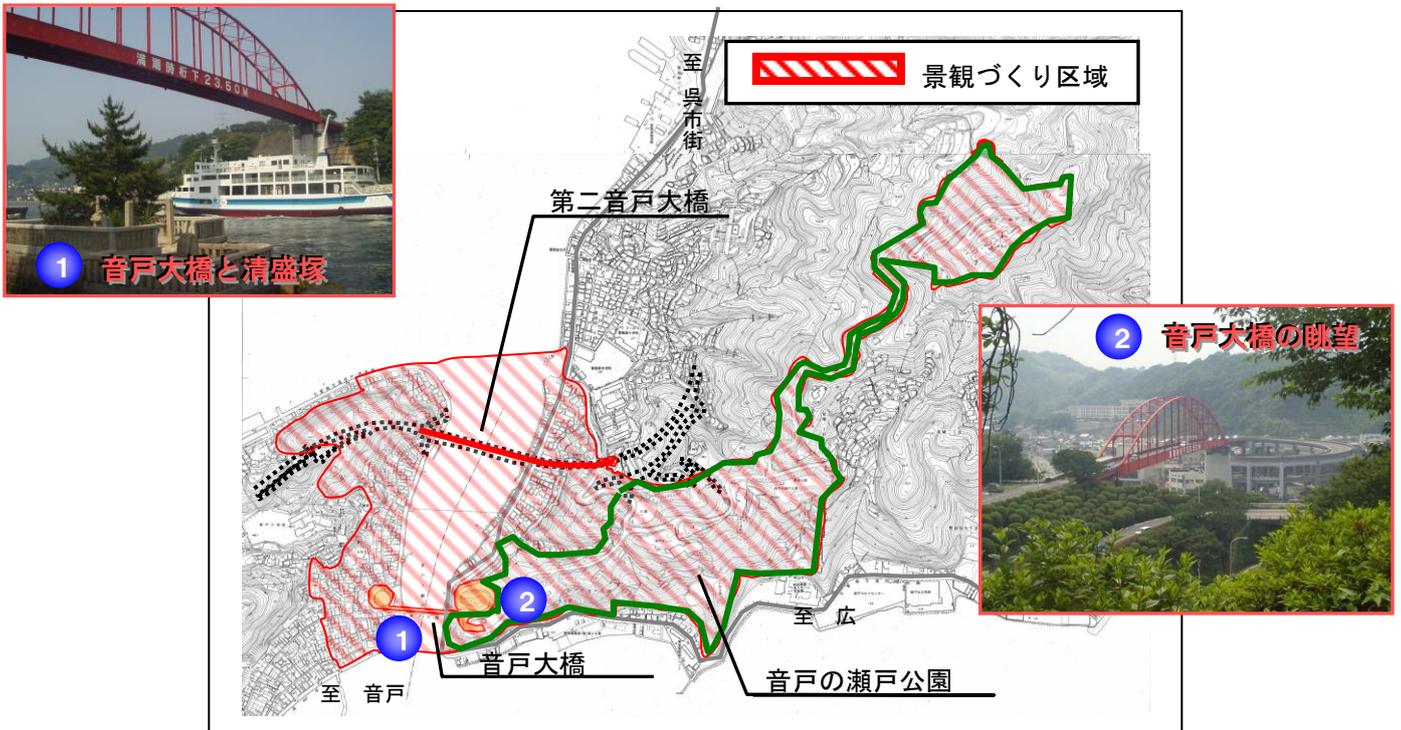
〔眺望景観の保全〕

- 展望地からの良好な眺望景観の保全を図る。

2-4-4 音戸の瀬戸景観づくり区域

■景観形成の目標

歴史的景勝地の景観の保全



景観分類		基本目標		
		守る	育てる	つなぐ
営みの景観	生活の景観	田園集落景観 文化的景観		
	歴史文化の景観			
広がり景観	連続景観			連続景観

(1) 営みの景観

ア 田園集落景観 **守る**

[地域を特徴づける景観の保全]

- 斜面地に形成されたまちなみは、地域の特徴的な景観として保全に努める。

イ 文化的景観 **守る**

[名勝地の保全]

- 平清盛が1日で切り開いたと言われる歴史的名勝地を保全する。

(2) 広がり景観

ア 連続景観 **つなぐ**

[印象的・連続的な景観の創出]

- 島の玄関口としてふさわしい修景を行うとともに、航路からの見え方に配慮した景観を創出する。

2-4-5 桂浜景観づくり区域

■景観形成の目標

白砂青松の景観の保全



【景観形成の方針のポイント】

基本目標		守る	育てる	つなぐ
自然の景観	海域の自然景観	海浜景観		
営みの景観	歴史文化の景観	文化的景観		

(1) 自然の景観

ア 海浜景観 **守る**

〔海浜景観の保全〕

- 美しい海浜や松並木の保全に努める。

(2) 営みの景観

ア 文化的景観 **守る**

〔歴史的・文化的景観の保全〕

- 歴史的・文化的資源を活かした景観を維持・保全する。

2-4-6 三之瀬景観づくり区域

■景観形成の目標

歴史文化的まちなみの形成



【景観形成の方針のポイント】

基本目標		守る	育てる	つなぐ
景観分類	歴史文化の景観			
営みの景観	歴史文化の景観		文化的景観	

(1) 営みの景観

ア 文化的景観 育てる

〔歴史的施設の景観整備の推進〕

- 複数の歴史文化的施設を活かしたまちなみ景観の形成を図る。

2-4-7 御手洗景観づくり区域

■景観形成の目標

歴史的まちなみの継承



【景観形成の方針のポイント】

基本目標		守る	育てる	つなぐ
		歴史的景観		

(1) 営みの景観

ア 歴史的景観 **守る**

〔歴史的景観の保全・継承〕

- 江戸時代に風待ち潮待ちの港町として栄えたまちなみの歴史的景観の保全・継承を図る。

3 良好な景観形成のための行為の規制に関する事項

3-1 呉市景観計画区域における行為の規制に関する事項

「2 良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、呉市景観計画区域における次の行為（軽易な行為を除く。）について、景観形成誘導基準と届出の対象となる規模の要件を定める。

行為の種類	行為の詳細
建築物の建築等	建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物の建設等	擁壁，煙突，高架水槽，記念碑その他これらに類する工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
土石の採取等	土石の採取又は鉱物の掘採
土地の形質の変更等	開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。），土地の形質の変更（土石の採取等及び開発行為を除く。）又は水面の埋立て若しくは干拓



▲呉市沿岸の工業専用地域



▲呉港と大和ミュージアム



▲鹿老渡地区まちなみ



▲大長地区まちなみ

3-1-1 呉・川尻・安浦地域

景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	市街地のにぎわいと風格のある景観形成、田園地の自然と調和した景観形成を図るため、外観や素材に工夫を施し、また、周辺との調和に配慮する。
	色彩	基調となる色彩は落ち着いたある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m以上のもの ・建築面積が1,000㎡以上のもの 	国立公園を除く。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの ・都市計画区域外においては、当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-1-2 音戸・倉橋地域

景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とし、伝統的集落においては建築形態の継承を進める。
	意匠	伝統的集落と調和した意匠とする。また、外観は地域の素材を用いる等、工夫を施すこと。
	色彩	基調となる色彩は、落ち着いたある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。特に、伝統的集落においては素材色の採用に努める。ただし、周囲と調和する場合は明るい色調を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	海岸線や小島等については地形改変を抑え、できる限り主要な展望地からの眺望に配慮する。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m以上のもの ・建築面積が1,000㎡以上のもの 	国立公園を除く。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内においては、当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの ・都市計画区域外においては、当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-1-3 下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域

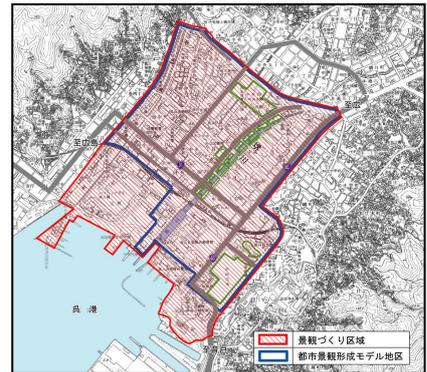
景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とし、伝統的集落においては建築形態の継承を進める。
	意匠	伝統的集落と調和した意匠とする。また、外観は地域の素材を用いる等、工夫を施すこと。
	色彩	基調となる色彩は、落ち着いたある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。特に、伝統的集落においては素材色の採用に努める。ただし、周囲と調和する場合は明るい色調を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮する。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周囲の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	・高さが13m以上のもの ・建築面積が1,000㎡以上のもの	国立公園及び重要伝統的建造物群保存地区を除く。
工作物の建設等	・高さが13m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの	
土石の採取等	・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの	
土地の形質の変更等	・当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの	

3-2 呉市景観づくり区域における行為の規制に関する事項

呉市景観づくり区域における行為の誘導基準と届出の対象となる規模の要件を定める。

3-2-1 呉中央景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	外観の意匠に工夫を施し、また周辺との調和に配慮した統一感のある意匠とする。
	色彩	基調となる色彩は、レンガの色調と調和する落ち着いた色彩又は素材色とする。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。	
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感の生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-2-2 アレイからすこじま景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	れんがを基調とした公園に調和する形態とする。
	意匠	れんがを基調とした公園に調和した意匠とする。
	色彩	れんがの色調と調和する落ち着いた色彩とし、彩度の高い色彩は避ける。
工作物の建設等		原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感の生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

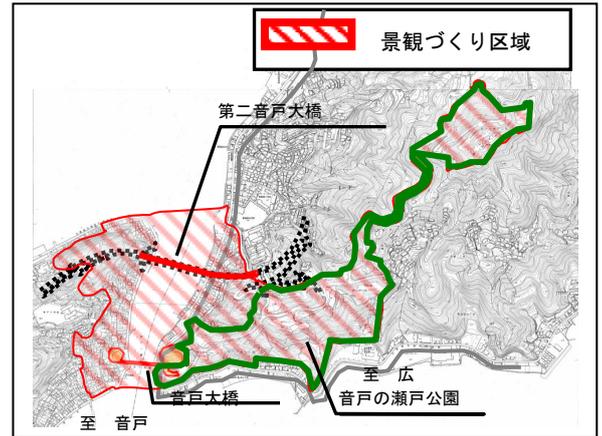
3-2-3 野呂山景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	まちなみから突出することのないよう、配慮する。
	色彩	自然の色彩と調和した落ち着いた色彩とし、派手なものは避ける。
工作物の建設等		原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。
土石の採取等	掘採中	展望台・道路からの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	国立公園を除く。 ただし、国立公園普通地域における建築物又は工作物のうち高さが 10m 以上で、かつ、13m 未満のものは対象とする。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 3,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-4 音戸の瀬戸景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺の自然と調和した圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	周辺の自然と調和した意匠とする。
	色彩	周辺の自然と調和する落ち着いた色のある色彩とする。 また、音戸大橋、第二音戸大橋が映えるよう、派手な色は避ける。
	位置	航路からの見え方、対岸からの瀬戸の眺めに配慮した位置とする。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	航路・対岸からの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-2-5 桂浜景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	自然・歴史と調和した、周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	自然・歴史と調和した意匠とする。
	色彩	自然・歴史と調和する落ち着いたある色彩とする。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、観光施設等からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	浜（瀬戸内海）、観光施設からの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	国立公園を除く。 ただし、国立公園普通地域における建築物又は工作物のうち高さが 10m 以上で、かつ、13m 未満のものは対象とする。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 10,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-6 三之瀬景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	まちなみと調和し、周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	文化的施設と調和した意匠とする。
	色彩	まちなみと調和する落ち着いた色彩又は素材色とし、彩度の高い色彩は避ける。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。	
土石の採取等	掘採中	まちなみからの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 10,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-7 御手洗景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	重要伝統的建造物群保存地区内の建築物と調和し、周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	重要伝統的建造物群保存地区内の建築物と調和した意匠とする。
	色彩	重要伝統的建造物群保存地区内の建築物と調和する落ち着いた色彩とする。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。	
土石の採取等	掘採中	重要伝統的建造物群保存地区の背景であることを考慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かすなど配慮する。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	国立公園を除く。 ただし、国立公園普通地域における建築物又は工作物のうち高さが10m以上で、かつ、13m未満のものは対象とする。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

4-1 景観重要建造物の指定の方針

呉市の歴史・文化又は生活の感じられる建造物で周辺の景観に影響を与えるものを景観形成上重要な建造物として指定する。

指定に当たっての方針は、次のとおりとする。

指定の方針

- 多くの市民に親しまれている建造物
- 呉市の観光の名所となっている建造物
- 景観形成に対する事業や取組について、すでに実施されているなどの実績がある建造物
- 放置すれば景観悪化を招くことが懸念される建造物

4-2 景観重要樹木の指定の方針

地域のシンボルとなっている美観的に優れている樹木で周辺の景観に影響を与えるものを、景観重要樹木として指定する。

指定に当たっての方針は、次のとおりとする。

指定の方針

- 多くの市民に親しまれている樹木
- 地域に古くからある樹木
- 樹形に特徴があり、地域のシンボルとなっている樹木
- 放置すれば景観悪化を招くことが懸念される樹木

5 屋外広告物の表示等に関する基本方針

良好な景観の形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、次のとおり基本方針を定める。

(1) 景観計画区域（呉市全域）

- 地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度の表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。
- 建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。
- 主要な展望地からの眺望に配慮する。
- 屋外広告物は、表示・掲出を抑制するよう努める。

(2) 景観づくり区域

本市の景観形成において重要な役割を果たす区域として定めている景観づくり区域は、上記に加え、景観の特性及び選定理由を踏まえて、次のとおり個別に方針を定める。また、屋外広告物は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数とする。

① 呉中央景観づくり区域

屋外広告物は、れんがを基調としたまちなみに配慮し、周辺の景観に調和した表示・掲出とする。特に、規模の大きなものは、突出感や違和感を軽減する。

② アレイからすこじま景観づくり区域

屋外広告物は、旧海軍のれんが倉庫などの歴史的なまちなみに配慮し、周辺の景観に調和した表示・掲出にとどめる。

③ 野呂山景観づくり区域

屋外広告物は、野呂山からの眺望に配慮し、極力低層部に設置する。また、自然景観と調和した表示・掲出にとどめる。

④ 音戸の瀬戸景観づくり区域

屋外広告物は、対岸からの眺望に配慮し、極力低層部に設置する。
また、周辺の景観に調和した表示・掲出にとどめる。

⑤ 桂浜景観づくり区域

屋外広告物は、自然景観・歴史と調和した落ち着いた表示・掲出にとどめる。

⑥ 三之瀬景観づくり区域

屋外広告物は、歴史と調和した落ち着いた表示・掲出にとどめる。

⑦ 御手洗景観づくり区域

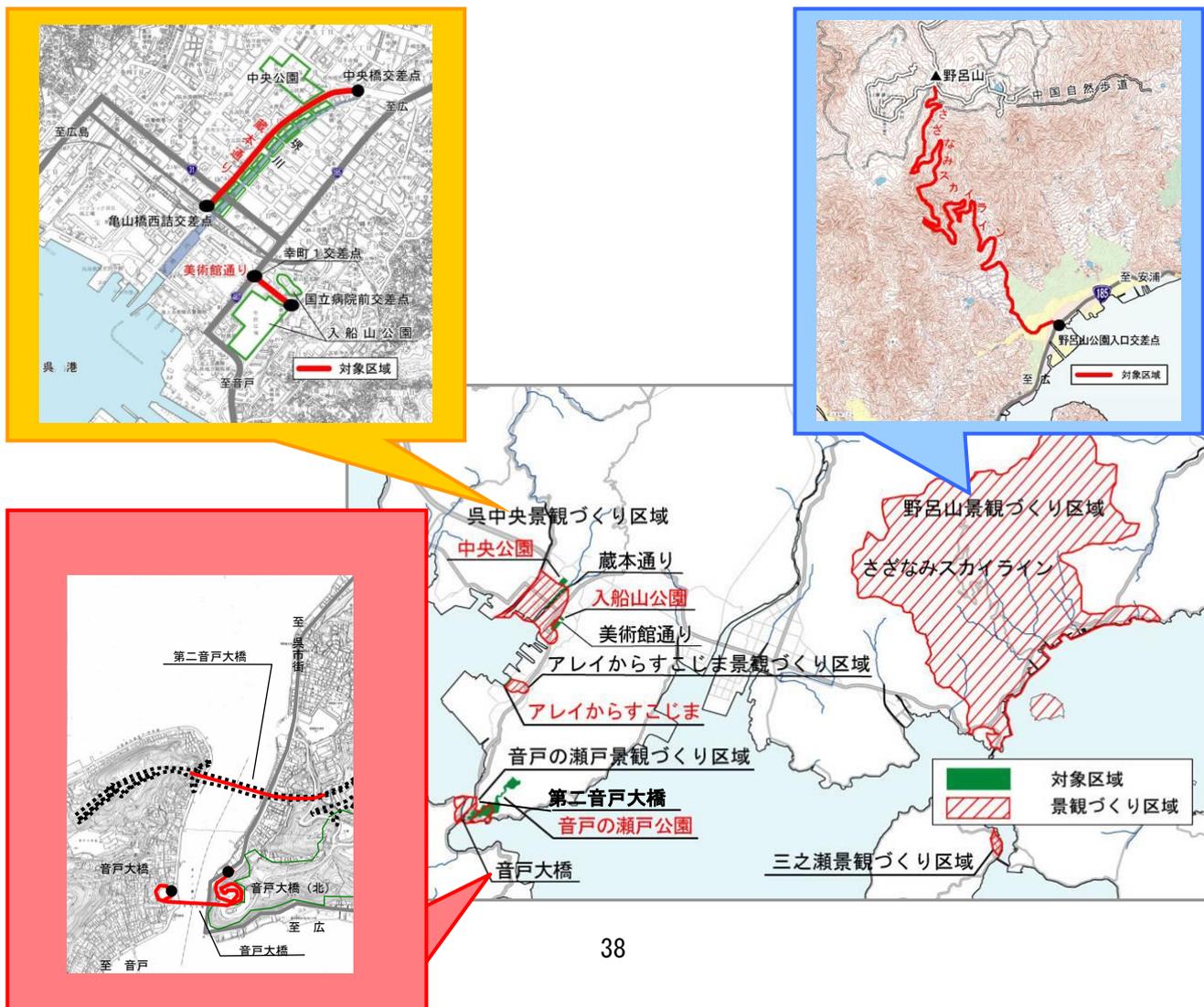
屋外広告物は、重要伝統的建造物群保存地区の歴史的なまちなみに配慮し、周辺の建築物と調和した落ち着いた表示・掲出にとどめる。

6 景観重要公共施設に関する事項

6-1 景観重要公共施設

景観計画区域内の、道路法（昭和27年法律第18号）に規定する道路，都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園その他の公共施設で，良好な景観の形成に大きく影響するものを景観重要公共施設として位置付ける。

景観重要公共施設	
景観重要道路	蔵本通り（宝町本通線，東中央1丁目中央橋交差点から中央1丁目亀山橋西詰交差点までの区間）
	美術館通り（幸橋3号線）
	音戸大橋（国道487号の内，呉市警固屋8丁目音戸大橋(北)交差点から音戸町引地1丁目音戸大橋交差点までの区間）
	第二音戸大橋（国道487号バイパスの内，橋梁492m区間）
	さざなみスカイライン（県道248号線野呂山公園線）
景観重要都市公園	中央公園
	入船山公園
	アレイからすこじま
	音戸の瀬戸公園



6-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に当たっては、次の基準に従い、当該施設がある区域の景観特性を考慮するものとする。ただし、道路法に規定する道路標識、視覚障害者が利用する点状ブロック等、安全のために必要な施設、工作物はこの限りでない。

景観重要道路			
施設名	整備の基準		
蔵本通り	道路	意匠	歩道の舗装はれんが調を基調とし、統一感のある美しい意匠とする。
		色彩	歩道はれんが調の色彩を主とする。
	道路照明	意匠	舗装・公園と調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
	案内板	意匠	舗装・公園と調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は、認識しやすい色彩の範囲で、れんが調の色彩と調和する色彩とする。
	その他の 付帯施設	舗装・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。	
	植栽	いちよう並木等の植栽の維持、保全に努める。	
美術館通り	道路	意匠	歩道の舗装はれんが調を基調とし、統一感のある美しい意匠とする。
		色彩	歩道はれんが調の色彩を主とする。
	道路照明	意匠	舗装・公園と調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
	案内板	意匠	舗装・公園と調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は、認識しやすい色彩の範囲で、れんが調の色彩と調和する色彩とする。
	その他の 付帯施設	舗装・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。	
	植栽	松並木等の植栽の維持・保全に努める。	

施設名	整備の基準		
音戸大橋	橋りょう	意匠	現在の意匠を維持する。
		色彩	現在の色彩を維持する。
	取付道路	形態	現在の形態を維持する。
		意匠	橋りょう部を強調するため、簡素な意匠とする。
	色彩	橋りょう部を強調するため、目立たない色彩とする。	
	道路照明	意匠	橋りょう部の眺めを阻害しないよう簡素な意匠とする。
		色彩	橋りょうの眺めを阻害しないよう目立たない色彩とする。
	その他の 付帯施設	周辺の景観と著しく不調和でない形態、意匠、色彩等とする。 橋りょう部の眺めに配慮した配置とする。	
植栽	つつじ等の植栽の維持・保全に努める。		
第二音戸大橋	橋りょう	意匠	周辺の自然と調和した意匠とする。
		色彩	音戸大橋と調和した色彩とする。
	道路照明	意匠	橋りょう部の眺めを阻害しないよう簡素な意匠とする。
		色彩	橋りょうの眺めを阻害しないよう目立たない色彩とする。
その他の 付帯施設	周辺の景観と著しく不調和でない形態、意匠、色彩等とする。 橋りょう部の眺めに配慮した配置とする。		
さざなみ スカイライン	道路	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
	展望施設	形態	周辺の自然景観を阻害しない形態とする。
		意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	自然な色彩とする。
		素材	できる限り自然素材を使用する。
	その他	眺望の確保に努める。	
	道路照明	意匠	周辺の自然景観と調和する簡素な意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する目立たない色彩とする。
	その他の 付帯施設	周辺の自然景観と著しく不調和でない形態、意匠、色彩等とする。 展望施設からの眺望に配慮した配置とする。	

景観重要都市公園			
施設名	整備の基準		
中央公園 (体育館側)	園路, 広場等	意匠	れんがを基調とし、統一感のある美しい意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩を主とする。
		配置	植栽等とのバランスを取り、適切な整備を行う。
	駐車場	意匠	公園のイメージと調和するよう緑化等に努める。
		配置	公園部とのバランスを取り、適切な整備を行う。
	建築物	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	植栽、舗装等、周辺の景観と調和する色彩とする。
	遊具	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	公園のイメージと調和する色彩とする。
		配置	他施設とのバランスを取り、適切な場所で整備を行う。
	あずまや ・ベンチ	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	公園のイメージと調和する色彩とする。
		素材	できる限り自然素材又はれんがを使用する。
	園内照明	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	植栽、舗装等、周辺景観と調和する色彩とする。
	柵・ フェンス	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	植栽、舗装等、周辺の景観と調和する色彩とする。
	案内板	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は、認識しやすい色彩の範囲で、周辺の景観と調和する色彩とする。
	その他の 付帯施設	公園のイメージと調和する形態、意匠、色彩等とする。	
植栽	植栽の維持・保全に努める。		

施設名	整備の基準		
中央公園 (蔵本通り側)	園路, 広場等	意匠	れんがを基調とし, 統一感のある美しい意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩を主とする。
		配置	植栽等とのバランスを取り, 適切な整備を行う。
	駐車場	意匠	公園・通りと調和するよう緑化等に努める。
		配置	公園部とのバランスを取り, 適切な整備を行う。
	建築物	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。
		色彩	植栽, 舗装等, 周辺の景観と調和する色彩とする。
	遊具	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。
		色彩	公園・通りと調和する色彩とする。
		配置	他施設とのバランスを取り, 適切な場所で整備を行う。
	あずまや ・ベンチ	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。
		色彩	公園・通りと調和する色彩とする。
		素材	できる限り自然素材又はれんがを使用する。
	園内照明	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。
		色彩	植栽, 舗装等, 周辺の景観と調和する色彩とする。
	柵・ フェンス	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。
		色彩	植栽, 舗装等, 周辺の景観と調和する色彩とする。
	案内板	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は, 認識しやすい色彩の範囲で, 周辺の景観と調和する色彩とする。
	その他の 附帯施設	公園・通りと調和する形態, 意匠, 色彩等とする。	
植栽	植栽の維持・保全に努める。		

施設名	整備の基準		
入船山公園 (記念館側)	園路, 広場等	意匠	石畳を基調とし, 統一感のある美しい意匠とする。
		色彩	石畳調の色彩を主とする。
		配置	植栽等とのバランスを取り, 適切な整備を行う。
	建築物	意匠	歴史的建造物と調和する意匠とする。
		色彩	歴史的建造物と調和する色彩とする。
	あずまや ・ベンチ	意匠	歴史的建造物と調和する意匠とする。
		色彩	歴史的建造物と調和する色彩とする。
		素材	できるだけ自然素材又はれんがを使用する。
	園内照明	意匠	歴史的建造物・通りと調和する意匠とする。
		色彩	歴史的建造物・通りと調和する色彩とする。
	柵・ フェンス	意匠	歴史的建造物・通りと調和する意匠とする。
		色彩	歴史的建造物・通りと調和する色彩とする。
	案内板	意匠	歴史的建造物・通りと調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は, 認識しやすい色彩の範囲で, 歴史的建造物・通りと調和する色彩とする。
	その他の 附帯施設	歴史的建造物・通りと調和する形態, 意匠, 色彩等とする。	
植栽	植栽の維持・保全に努める。		

施設名	整備の基準			
入船山公園 (市民広場側)	園路, 広場等	意匠	れんがを基調とし、統一感のある美しい意匠とする。	
		色彩	れんが調の色彩を主とする。	
		配置	植栽等とのバランスを取り、適切な整備を行う。	
	駐車場	意匠	公園・通りと調和するよう緑化等に努める。	
		配置	公園部とのバランスを取り、適切な整備を行う。	
	建築物	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。	
		色彩	植栽、舗装等、周辺の景観と調和する色彩とする。	
	遊具	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。	
		色彩	公園・通りと調和する色彩とする。	
		配置	他施設とのバランスを取り、適切な場所に配置する。	
	あずまや ・ベンチ	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。	
		色彩	公園・通りと調和する色彩とする。	
		素材	できる限り自然素材又はれんがを使用する。	
	園内照明	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。	
		色彩	植栽、舗装等、周辺の景観と調和する色彩とする。	
	柵・ フェンス	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。	
		色彩	植栽、舗装等、周辺の景観と調和する色彩とする。	
	案内板	意匠	公園・通りと調和する意匠とする。	
		色彩	案内板の文字・地色は、認識しやすい色彩の範囲で、周辺の景観と調和する色彩とする。	
	その他の 附帯施設	公園・通りと調和する形態、意匠、色彩等とする。		
	植栽	植栽の維持・保全に努める。		

施設名	整備の基準		
アレイ からすこじま	園路,	意匠	れんがを基調とし、統一感のある美しい意匠とする。
	広場等	色彩	れんが調の色彩を主とする。
	建築物	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	呉港の眺めに配慮した配置とする。
	あずまや ・ベンチ	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	公園のイメージと調和する色彩とする。
		素材	できる限り自然素材又はれんがを使用する。
		配置	呉港の眺めに配慮した配置とする。
	園内照明	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	呉港の眺めに配慮した配置とする。
	柵・ フェンス	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	呉港の眺めに配慮した配置とする。
	案内板	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は、認識しやすい色彩の範囲で、れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	呉港の眺めに配慮した配置とする。
	その他の 附帯施設	公園のイメージと調和する形態、意匠、色彩等とする。	
		呉港の眺めに配慮した配置とする。	
植栽	植栽の維持・保全に努める。		

施設名	整備の基準		
音戸の瀬戸公園	園路, 広場等	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
		配置	各施設とのバランスを取り、適切な整備を行う。
	駐車場	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。 各施設とのバランスを取り、適切な整備を行う。
	建築物	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。
	遊具	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。
	あすまや ・ベンチ	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	自然な色彩とする。
		素材	できる限り自然素材を使用する。
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。
	園内照明	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。
	柵・ フェンス	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。
	案内板	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	案内板の文字・地色は、認識しやすい色彩の範囲で、周辺の自然景観と調和する色彩とする。
	その他の 附帯施設	周辺の自然景観と調和する形態、意匠、色彩等とする。 音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。	
植栽	植栽の維持・保全に努める。		

6-3 景観重要公共施設の道路占用の許可基準

景観重要道路内における次の工作物の占用の許可基準については、道路法に定めるもののほか、次のとおりとする。なお、基準の詳細は、必要に応じて別途定めるものとする。

施設名	許可の基準		
蔵本通り	公衆電話	意匠	舗装や公園と調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色調と調和する色彩とする。
	変圧塔 (変圧器等)	形態	できる限り表面積を小さく抑える。
		色彩	れんが調の色調と調和する色彩とする。
		配置	植樹の間等、目立たない場所に配置する。
	広告塔	舗装・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。	
	バス停留所	形態	歩行者に圧迫感を与えない形態とする。
		意匠	舗装・公園と調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色調と調和する色彩とする。
	その他の 物件	舗装・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。	
美術館通り	公衆電話	意匠	舗装や公園と調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色調と調和する色彩とする。
	変圧塔 (変圧器等)	形態	できる限り表面積を小さく抑える。
		色彩	れんが調の色調と調和する色彩とする。
		配置	植樹の間等、目立たない場所に配置する。
	広告塔	舗装・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。	
その他の 物件	舗装・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。		
音戸大橋	広告塔	周辺の景観に配慮した形態、意匠、色彩等とする。	
	標識	色彩	橋りょう部の眺めを阻害しないよう、ポール部分は目立たない色彩とする。
	その他の 物件	周辺の景観と著しく不調和でない形態、意匠、色彩等とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。	
第二音戸大橋	広告塔	周辺の景観に配慮した形態、意匠、色彩等とする。	
	標識	色彩	橋りょう部の眺めを阻害しないよう、ポール部分は目立たない色彩とする。
	その他の 物件	周辺の景観と著しく不調和でない形態、意匠、色彩等とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。	

施設名	許可の基準		
さざなみ スカイライン	公衆電話	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
	電柱に	色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
	類するもの	配置	展望施設からの眺望に配慮した配置とする。
	変圧塔	形態	できる限り表面積を小さく抑える。
	(変圧器等)	色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。
		配置	植樹の間等，目立たない場所に配置する。
	広告塔	周辺の自然景観に配慮した形態，意匠，色彩等とする。	
	バス停留所	形態	周辺の自然景観を阻害しない形態とする。
		意匠	周辺の自然と調和する意匠とする。
		色彩	周辺の自然と調和する色彩とする。
	その他の 物件	周辺の自然景観と著しく不調和でない形態，意匠，色彩等とする。 必要がある場合は，植栽の間等，目立たない場所に配置する。 展望施設からの眺望に配慮した配置とする。	

6-4 景観重要公共施設の都市公園占用等の許可基準

景観重要都市公園内における次の建築物・工作物の占用等の許可基準については、都市公園法に定めるもののほか、次のとおりとする。なお、基準の詳細は、必要に応じて別途定めるものとする。

施設名	許可の基準		
中央公園	公衆電話	意匠	舗装・公園と調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
	変圧塔 (変圧器等)	形態	できる限り表面積を小さく抑える。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	植樹の間等、目立たない場所に配置する。
その他の 物件	公園のイメージと調和する形態、意匠、色彩等とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。		
入船山公園	公衆電話	意匠	歴史的建造物等と調和する意匠とする。
		色彩	歴史的建造物等と調和する色彩とする。
	変圧塔 (変圧器等)	形態	できる限り表面積を小さく抑える。
		色彩	歴史的建造物等と調和する色彩とする。
		配置	植樹の間等、目立たない場所に配置する。
その他の 物件	歴史的建造物・通り・公園と調和する形態、意匠、色彩等とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。		
アレイ からすこじま	公衆電話	意匠	公園のイメージと調和する意匠とする。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	呉港の眺めに配慮した配置とする。
	変圧塔 (変圧器等)	形態	できる限り表面積を小さく抑える。
		色彩	れんが調の色彩と調和する色彩とする。
		配置	植樹の間等、目立たない場所に配置する。
	その他の 物件	公園のイメージと調和する形態、意匠、色彩等とする。 呉港の眺めに配慮した配置とする。 必要がある場合は、植栽の間等、目立たない場所に配置する。	

施設名	許可の基準			
音戸の瀬戸公園	公衆電話	意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。	
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。	
		配置	瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。	
	電柱に 類するもの	色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。	
		配置	瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。	
	変圧塔 (変圧器等)	形態	できる限り表面積を小さく抑える。	
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。	
		配置	植樹の間等，目立たない場所に配置する。	
	バス停留所	形態	周辺の自然景観と調和する形態とする。	
		意匠	周辺の自然景観と調和する意匠とする。	
		色彩	周辺の自然景観と調和する色彩とする。	
		配置	音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。	
	その他の 物件	周辺の自然景観に配慮した形態，意匠，色彩等とする。 音戸の瀬戸等の眺めに配慮した配置とする。 必要がある場合は，植栽の間等，目立たない場所に配置する。		

◆ その他の資料

1 呉市景観づくり基本計画検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項各号に掲げる土地の区域のうち、本市において該当する当該区域についての良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）の策定に際し、法第9条第1項の規定に準じて広く有識者等の意見を聴くため、呉市景観づくり基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる景観計画に定める必要のある事項についての検討に関すること。
- (2) 景観計画の策定のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、知識・経験を有する者、地域の住民を代表する者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、その説明又は意見を聴くために、委員会の会議への出席を依頼することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる所掌事項が終了するときまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年6月6日から実施する。
- 2 この要綱は、法第9条第6項の規定による景観計画の策定に係る告示の日をもってその効力を失う。

2 呉市景観づくり基本計画検討委員会名簿

◎会長 ○副会長 (順不同) ()内は前任者

所 属	役 職	氏 名
◎ 呉大学社会情報学部	教 授	今 田 寛 典
比治山大学現代文化学部	助教授	山 田 知 子
呉市都市計画審議会	会 長	大 森 豊 裕
呉商工会議所	副会頭	堀 口 勝 哉
広島県建築士会呉地区支部女性委員会	委 員	武 内 盟 子
呉市自治会連合会	会 長	梅河内 秀 登
○ 下蒲刈地区自治会連合会	会 長	宇都宮 杉 三
川尻地区自治会連合会	会 長	橘 司
音戸地区自治会連合会	会 長	坪 井 秀 則
倉橋地区自治会連合会	会 長	森 本 勝 利
		(原 明)
蒲刈地区自治会連合会	会 長	木 村 正 雄
安浦地区自治会連合会	会 長	渡 辺 隆 司
豊浜地区自治会連合会	会 長	伊 藤 一 成
豊地区自治会連合会	会 長	初 本 瑛 三
広島県呉地域事務所農林局	次 長	浅 沼 博 明
広島県呉地域事務所建設局	次 長	仁井谷 深 司
		(太尾下 宏)
呉市農林水産部	部 長	斎 藤 基 朗
呉市土木建設部	部 長	森 岡 真 一
呉市都市政策部	部 長	長 原 寛 和

呉市景観計画

発行／平成20年1月

平成27年9月（改訂）

呉市都市部都市計画課

〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号

Tel (0823) 25-3367